平成２６年（フ）第７６号
長野県佐久市岩村田1951番地１　タウニィ岩崎102号室
債務者　越野　妙子（旧姓小岩）
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第２２５号
釧路市興津３丁目４番２号
債務者　山本　昌司
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第２４０号
釧路市芦野２丁目16番２号
債務者　岩間　昭文
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第２１０号
東京都品川区大井１丁目33―３―201
債務者　榎　憲一郎
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２０６０号
横浜市保土ケ谷区上菅田町1630番地　千丸台アパートＡ棟118号
債務者　加藤　光一
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０６１号
横浜市保土ケ谷区上菅田町1630番地　千丸台アパートＡ棟118号
債務者　加藤　房江
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第４９９号
北九州市若松区下原町４番６号
破産者　正栄石油株式会社
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２６４号
鹿児島県鹿児島市西陵８丁目32番19号
破産者　株式会社林之館
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第４５号
栃木県那須塩原市豊町８番39号
破産者　會田　　廣
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第４９号
栃木県大田原市蛭田1985番地、前住所栃木県宇都宮市住吉町13番９号　フォーシーズン203
破産者　黒﨑　祐二
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第８４号
川崎市多摩区枡形３丁目４番１―406号
破産者　前野　茂雄
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３１１号
川崎市川崎区池田１丁目２番24号
破産者　株式会社新明治
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２３０号
神奈川県座間市立野台２丁目22番６号
破産者　株式会社山八工務店
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２２８６号
大阪市中央区日本橋１丁目22番23号
破産者　株式会社深広
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９７５号
大阪市北区中津１丁目２番18号
破産者　株式会社アイデアル
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７８２号
大阪市大正区千島１丁目７番３号
破産者　コウセイ運輸株式会社
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０６５号
大阪府豊中市服部本町５丁目２番34号
破産者　株式会社ニューハウス
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０２０号
大阪府吹田市桃山台５―１Ｃ―20
破産者　株式会社リピーズ
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１３２号
大阪市北区中崎西１丁目７番11号
破産者　株式会社プラネットジアース
1　決定年月日　平成27年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部